

防官秘（事）第 3 3 6 号
3 0 . 9 . 2 0
防官秘（事）第 1 1 5 号
令和 2 年 3 月 2 5 日

大臣官房長
人事教育局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

防衛省における障害者活躍に関する推進委員会設置要綱について
(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので、通達する。

添付書類：別紙

防衛省における障害者活躍に関する推進委員会設置要綱

(設置)

第1 障害者一人一人が意欲と能力を発揮することができるよう、防衛省における障害者活躍の推進を図るため、防衛省における障害者活躍に関する推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長：事務次官

(2) 委 員：大臣官房長

人事教育局長

防衛大学校長

防衛医科大学校長

防衛研究所長

統合幕僚長

陸上幕僚長

海上幕僚長

航空幕僚長

情報本部長

防衛監察監

防衛装備庁長官

2 委員長は、委員会における検討のため必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員会の委員に指名することができる。

(運営)

第3 委員長は、委員会を招集し、委員会の事務を総括する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(障害者活躍推進チームの設置)

第4 委員会の下に、委員会を補佐し、所要の検討作業を行うとともに、障害者活躍の推進に関する取組を実施し、その実施状況を把握・点検するため、障害者活躍推進チーム（以下「チーム」という。）を置く。

2 チームの構成は、次のとおりとする。

(1) チーム長：大臣官房長

(2) チーム長代理：防衛装備庁長官官房審議官

(3) 副チーム長：大臣官房秘書課長

(4) チーム員：事務官等の人事（地方協力局及び地方防衛局）に関する
ことを総括整理職として調整する大臣官房参事官

大臣官房企画評価課長

大臣官房会計課長

人事教育局人事計画・補任課長

防衛大学校総務部長

防衛医科大学校事務局総務部長

防衛研究所企画部長

統合幕僚監部総務部人事教育課長

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

海上幕僚監部人事教育部補任課長

航空幕僚監部人事教育部補任課長

情報本部総務部長

防衛監察本部総務課長

北海道防衛局総務部長

東北防衛局総務部長

北関東防衛局総務部長

南関東防衛局総務部長

近畿中部防衛局総務部長

中国四国防衛局総務部長

九州防衛局総務部長

沖縄防衛局総務部長

防衛装備庁長官官房総務官

防衛装備庁長官官房人事官

防衛装備庁長官官房会計官

3 チーム長は、チームを招集し、チームの事務を総括する。

4 チーム長代理は、チーム長を助け、チーム長が不在のときは、その職務を代行する。

5 副チーム長は、チーム長を助け、チームの事務を整理するとともに、チーム長の命を受け、チーム長の職務を代行する。

6 チーム長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（作業部会の設置）

第5 チームの下に、チームを補佐し、チームの指示する事項について必要な調整作業を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会の構成は、次のとおりとする。

(1) 作業部会長：大臣官房秘書課人事調整官

(2) 作業部会員：作業部会長が指名する者

3 作業部会長は、作業部会を招集し、作業部会の事務を総括する。

4 作業部会長は、作業部会における検討のために必要があると認めるときは、関係部局に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会、チーム及び作業部会の庶務は、防衛装備庁長官官房人事官の協力を得て、大臣官房秘書課において処理する。

(委任規定)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、チームの運営に関し必要な事項はチーム長が、作業部会の運営に関し必要な事項は作業部会長が、それぞれ定める。